

安全維持点検を実施しています

当発電所では、現在、安全維持点検を実施しています。

2011年2月に第4回定期事業者検査*に入った1号機は、その翌月に発生した東日本大震災により、現在まで同検査が続いたまま運転を停止しています。

安全維持点検は、運転停止が長期化していることを踏まえ、設備の健全性を維持するため定期的の実施しているもので、今回が6回目となります。日々のパトロールでは確認できない設備の状態を詳しく調べるため、機器の分解点検や部品の交換、試運転などを実施します。

※「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」の改正（2020年4月1日施行）により、「定期検査」から「定期事業者検査」に名称を変更

《点検する設備の一例》

●非常用ディーゼル発電機

非常用ディーゼル発電機は、発電所外部からの電力供給が喪失した場合などに自動的に起動し、安全上重要な機器などへ電力を供給するための設備です。1台で原子炉を安定して冷却することができ、当発電所には3台設置しています。



非常用ディーゼル発電機



異物の混入に注意しながら適正なトルクでボルトを締め付け

●原子炉補機冷却海水ポンプ

原子炉補機冷却海水ポンプは、海水を循環させ、平常時は発電所設備の冷却、非常時には非常用ディーゼル発電機などの機器を冷却するための設備です。当発電所には4台設置しています。



原子炉補機冷却海水ポンプ



モーター内部を清掃し消耗部品を取り換え

電源確保の取り組みをご紹介します

当発電所では、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓などを踏まえ、大きな災害にも耐えられる発電所を目指し、震災前の安全対策に加えて、設備面と各種訓練などの運用面の双方からさまざまな安全性向上対策に取り組んでいます。

2013年7月に国の新規制基準が施行されておりますが、当発電所では、この適合にとどまらず、最新の知見を反映した自主的な取り組みも継続することにより、さらなる安全性の向上に努めてまいります。

地震や津波により、発電所外部からの電力供給や原子炉建屋内にある非常用ディーゼル発電機の機能が喪失した場合に備え、津波の影響を受けない高台（海拔23m）に代替の電源装置を配備し、電源確保の強化を図ることとしています。

具体的には、新たにガスタービン発電機を設置し、原子炉を冷温停止の状態にするために必要な大容量のポンプをはじめ、安全上重要な機器などへの電力供給を確保することとしています。

また、ガスタービン発電機が使用できない場合でも、原子炉と使用済燃料プールへの注水に必要なポンプや中央制御室（発電所のコントロールセンター）へ電力を供給するため、高圧応急用電源車を配備しています。

このほかにも、震災直後の緊急安全対策として大容量電源装置を設置し、万一の際、原子炉を冷却するためのポンプなどへ電力を供給することができるようになっています。

このように、電源確保対策を多様化・多重化することで、緊急時における電源の信頼性を高めています。



ガスタービン発電機（イメージ）
・2021年度設置予定



高圧応急用電源車
・2020年5月までに5台配備済み
・定格出力400kVA/台
・災害発生時は、被害の状況に応じて、構内の配電柱や原子炉建屋などに接続し電力を供給



大容量電源装置
・2011年8月に4台設置済み
・定格出力2,000kVA/台

《電源確保対策 構内イメージ図》

